

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	継続支出の有無	
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	平成28年度畜産特別支援資金通事業(畜産特別資金通事業)	47,357,728	-	平成29年4月28日 平成29年5月19日	-	公社	国認定	事業内容が資金の貸付であり、初年度公募で決定した相手先と貸付期間中事業が継続するため、事業実施期間(平成24年度～平成54年度)の初年度に公募を実施。 なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	平成28年度酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業(女性・リタイア世代等の就農・定着等推進事業)	17,575,603	-	平成29年5月15日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	平成28年度肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛生産基盤強化等対策事業)	10,651,402	-	平成29年5月19日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	平成29年度畜産特別支援資金通事業(家畜飼料特別支援資金通事業)	296,710,532	-	平成29年6月21日 平成29年11月20日 平成30年2月9日	-	公社	国認定	事業内容が資金の貸付であり、初年度公募で決定した相手先と貸付期間中事業が継続するため、事業実施期間(平成19年度～平成33年度)の初年度に公募を実施。 なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	継続支出の 有無	
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	平成29年度畜産特別支援資金通事業(畜産特別資金通事業)	506,504,000	-	平成29年6月21日 平成29年8月14日 平成29年12月27日 平成30年2月23日	-	公社	国認定	事業内容が資金の貸付であり、初年度公募で決定した相手先と貸付期間中事業が継続するため、事業実施期間(平成24年度～平成54年度)の初年度に公募を実施。 なお、候補者の選定にあたっては、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て選定している。	有
公益社団法人日本食肉市場卸売協会	6010005004072	平成29年度食肉流通改善合理化支援事業(食肉卸売市場機能強化事業)	57,885,437	-	平成29年8月31日 平成29年11月30日 平成30年2月20日 平成30年3月26日 平成30年3月20日	-	公社	国認定	本事業は、食肉卸売市場の荷受業者を対象とした事業であり、これを実施できるのは、事実上(公社)日本食肉市場卸売協会のみである。 しかしながら、30年度からは、一層の透明性を確保する観点から公募を実施した。	有
公益財団法人日本食肉消費総合センター	5010405001026	平成29年度国産畜産物安心確保等支援事業(緊急時生産流通体制支援事業)	13,504,321	-	平成29年12月8日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有
公益財団法人日本食肉消費総合センター	5010405001026	平成29年度食肉流通改善合理化支援事業(国産食肉等新需要創出緊急対策事業)	10,737,230	-	平成29年12月8日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行うとともに、外部有識者等からなる事業実施主体審査委員会を経て候補者を選定している。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。